

学校における安全管理計画は、生徒・職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育を守るために行われる活動です。学校教育のなかの危機を予知・回避するとともに、発生時には、被害を最小限にとどめるための取組みが必要となります。

マニュアルは、緊急時の対応だけでなく、防止に向けた取組みも示してあります。

第1部 安全管理体制の確立について

1 安全管理の目的・手順

- (1) 安全管理の目的
- (2) 安全管理の手順
- (3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点

2 危機発生時の緊急対応

- (1) 緊急対応の要点

3 対応チャート

- (1) 事件・事故発生時
- (2) 地震・津波発生時

第2部 事項別安全管理の要点

1 「学校生活」

- (1) 実験・実習等授業中の事故
- (2) 部活動中の事故
- (3) 登下校中の交通事故
- (4) 金品の紛失・盗難

2 「学校管理」

- (1) 台風
- (2) 地震災害
- (3) 津波災害
- (4) 火災
- (5) 不審者への対応
- (6) 薬品の紛失・盗難
- (7) 成績書類等の紛失・盗難

3 「資料集」

- (1) 学校安全計画
- (2) 学校保健計画
- (3) 防災計画
- (4) 緊急連絡網

第1部 安全管理体制の確立について

1 安全管理の目的・手順

(1) 安全管理の目的

- ① 生徒と職員の生命を守る。
- ② 生徒と職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る。
- ③ 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守る。

(2) 安全管理の手順

- ① 災害の情報収集
- ② 災害発生時の向けた避難訓練の取組
- ③ 災害機発生時の対応
- ④ 対応の評価

(3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点

- ① 最悪のケースを想定する

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的な対応が必要であることを想定すること。

- ② 緊急時の対応や手順、役割分担等の明記する

対応の仕方や手順の明記は必要である。しかし、状況によっては職員の臨機応変な対応が求められる場合がある。マニュアルが絶対的なものではないことを理解する。

- ③ 緊急連絡先一覧表の作成

生命に関わること、事故等の緊急の事態に備え、緊急連絡先一覧表を作成し掲示する。

- ④ 学校安全計画書の作成

2 危機発生時の緊急対応

(1) 緊急対応の要点

- ① 冷静な判断と対応

マニュアルに示された手順を確認し、常に最優先となる動きを意識する。

- ② 校長・教頭のリーダーシップの発揮

緊急事態の発生時、校長・教頭は状況を判断し、緊急対応を行うことを全職員に明確に伝える。また、的確な対応を行うための対策本部を設置し、情報の集約、対応方針の決定を行う。

- ③ 正確な情報収集と共有

事件・事故発生時に周囲にいた生徒や職員〔地震・津波災害の際には外部機関（マスコミ・気象庁など）から正確な情報を聞き取り、対策本部にて整理し、全職員で情報の共有化を図る。

- ④ 組織的な対応と連携

対策本部での決定事項を全職員に伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。また、必要であれば保護者や地域との連携を行い、生徒や学校の教育活動を守る体制づくりを組織的に行う。教育庁や警察等と連絡を取り、今後の対応への助言や指示を受ける。

- ⑤ 報道機関への対応

教育庁の助言を受けながら対応する。取材の要請があった場合には、校長や教頭が窓口になり一本化する。

ア 情報の公開

個人情報や人権等を最大限に配慮する。事件・事故等について事実を公開していく姿勢で臨む。プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し理解を求める。

イ 誠意ある対応

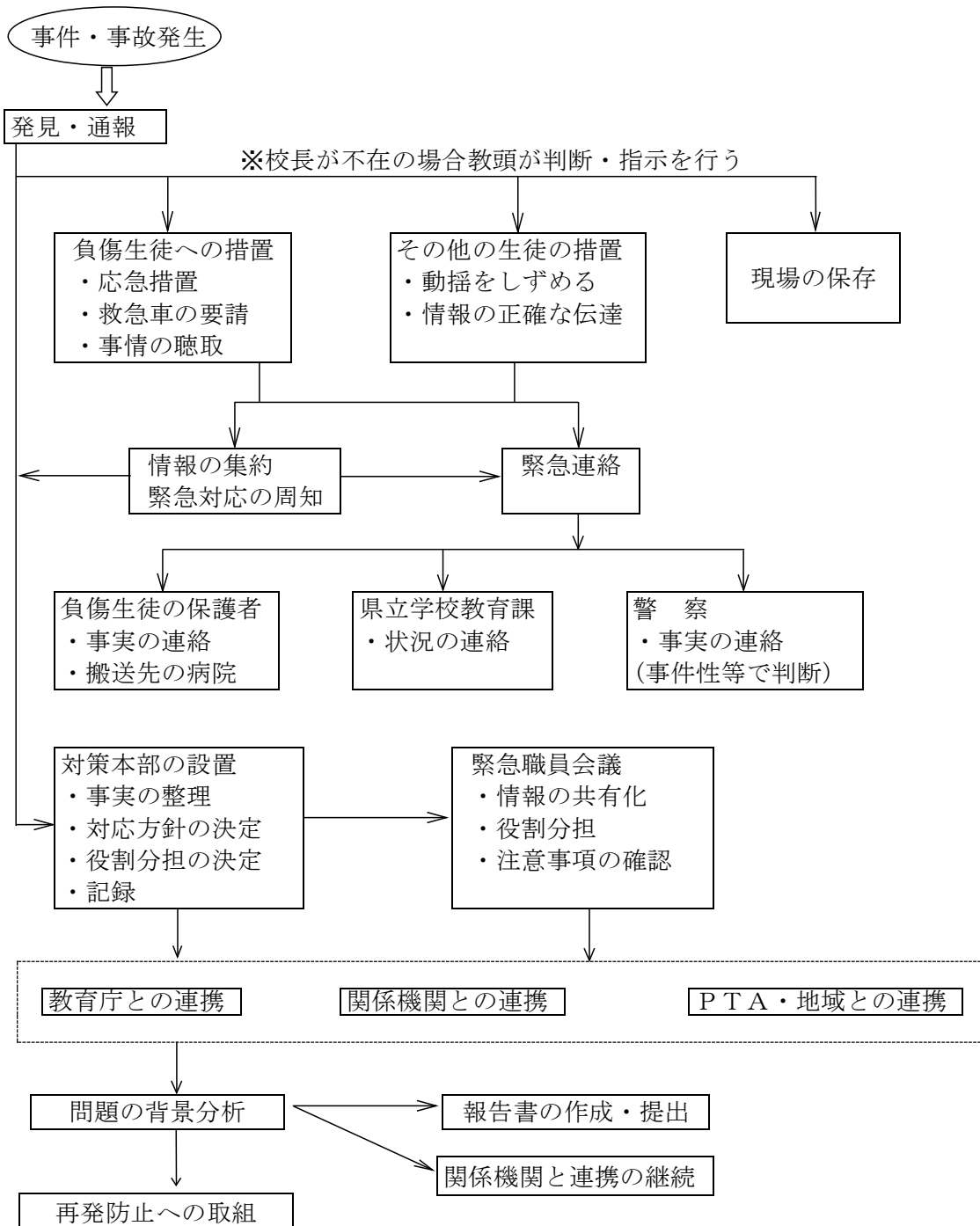
学校の対応状況や今後の方針について、広く保護者や地域に説明する。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるようにつとめる。

ウ 公平な対応

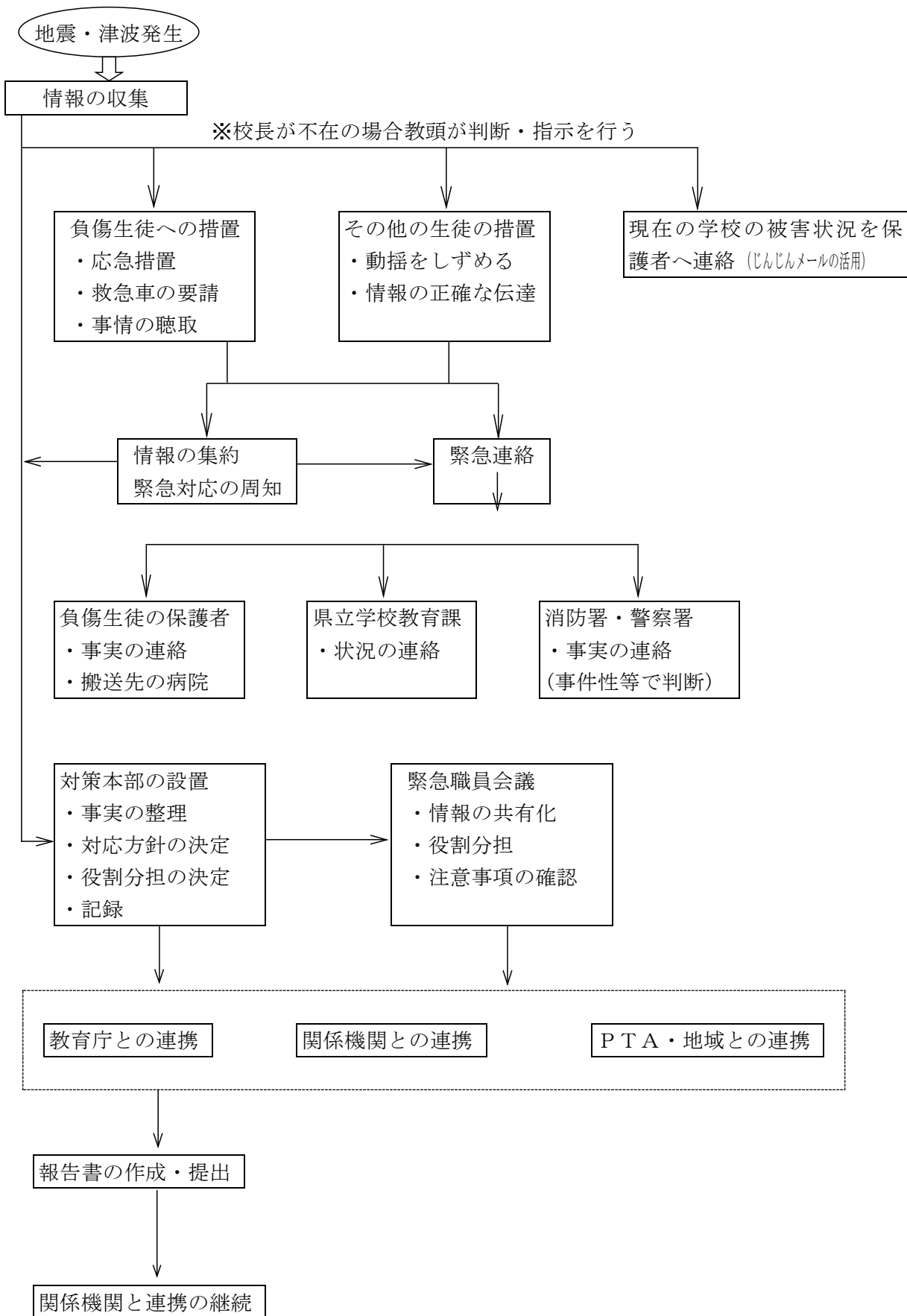
どの報道機関に対しても公平に情報を提供する。

3 対応チャート

(1) 事件・事故発生時



(2) 地震・津波発生時



津波発生時の避難経路

■津波災害の場合、本校は海拔 15 メートルに位置しており、もし、地震発生で津波警報(10m想定)・注意報が出された場合には、本校生徒を学校外に避難させるのではなく本校の校舎の3階(4メートル×3階=12メートル)教室に全生徒を避難させる。(校舎3階部分は、海拔と併せて約27メートル程の位置にある)以下の手順で生徒を避難させる。

※地震発生後、シェイクアウトにて身を守り、揺れが収まった後、グラウンドへ非難し、各クラス人員の確認、報告をおこなう。

その後、津波警報が発令を受け、以下の通り高台非難をおこなう。

校 舎	避 難 経 路
管理棟棟	●3年生→階段を上る→3階まで避難する。
普通棟	●1・2年生→階段を上る→3・4階まで避難する

住民避難場所の設置と支援

(1) 住民対応・避難場所の設置

地震・津波時において教職員は、生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第1の目標となる。しかし、本校は、地域防災拠点として指定されているため、近隣住民が津波の被害を避けるため本校に避難してくることが十分考えられる。避難場所の開設・運営は、基本的には行政が行うが、学校としても、近隣の住民対応・避難場所支援を行い、住民が円滑に避難できるように対応する。

(2) 避難住民の誘導

住民避難場所は、学校側としては普通棟4階及び屋上を住民の避難場所に指定し避難するよう誘導する。

また、住民対応が避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、設備など用具の貸与など緊急対応としての必要な措置を講じる。

(3) 負傷者の応急手当

保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品(児童生徒のための備品や書類など)があれば、別途保管する。保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行う。

第2部 事項別安全管理の要点

1 「学 校 生 活」

(1) 実験・実習等授業中の発生

① 災害に伴う事故の予防

- a 施設・設備の日常からの点検（機器の点検と補修、適正な薬品管理と保管）を行う。
- b 無理のない指導計画を立て、安全に関わる指導内容を指導計画に位置づける。
- c 実験・実習前の注意事項の周知を徹底する。

② 発生した場合

- a 全ての実験・実習を安全に気をつけながら中止を指示する。
- b 生徒の負傷の有無、教室や器具の被害の程度を確認する。
- c ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難を指示する。
- d 養護教諭や近くの職員に応援を依頼する。
- e 校長・教頭に連絡する。
- f 負傷した生徒の応急処置をするとともに、負傷の程度により救急車を要請する。
- g 保護者に連絡を取り、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(2) 部活動中の事故

① 事故の予防

- a 施設・設備の日常からの点検（機器の点検と補修）
- b 無理のない指導計画を立て、部活動前に注意事項を徹底する。
- c 絶えず部員の健康状態を把握しておく。
- d やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合には、部員だけでも安全に活動できる練習内容を明確に指示する。
- e 活動場所の整備や安全確保のための約束事を決め、安全に対する意識を高める。

② 発生した場合

- a 連絡を受けた職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- b 他の職員が救急車の出動を要請し、到着するまでは他の部員から事故の状況を聞き取る。
- c 校長・教頭に連絡する。
- d 保護者に連絡を取り、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(3) 登下校中の交通事故

① 事故の予防

- a 日頃から交通安全教育の充実に努める。
- b 学校付近の通学路の点検を行い、危険箇所があれば道路管理者へ改善を要望する。
- c 危険箇所を把握し、生徒への周知を行う。

② 発生した場合

- a 事故発生の連絡を受けた職員は、消防や警察への通報の確認を行い、未通報の場合は通報する。
- b 校長・教頭に連絡する。
- c 現場へ到着した職員は、救急車がまだ到着していない場合には、応急処置を行う。
- d 現場の職員は、被害生徒の氏名、負傷の状況、救急車で搬送先を確認する。
- e 現場に残った職員は、警察の現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
- f 学校で待機している職員は、現場からの報告に基づいて保護者へ連絡を取り、事故の発生、負傷の状況、搬送先を伝える。

(4) 金品の紛失・盗難

① 紛失・盗難の予防

- a 日頃から学級、全体指導を通して、道徳性を高める工夫や、金銭感覚を醸成する工夫を行う。
- b 学級・全体指導を通して、貴重品や必要以上の金額を学校に持ち込まないように注意を喚起する。

② 発生した場合

- a 被害生徒からの事実の確認。（盗まれた物、気づいたときの状況等）
- b 警察に届け出ることを原則とする。被害状況から判断して届け出る場合には現場の保存に努める。（被害届の提出については、生徒と保護者の意向を尊重する）
- c 被害の程度により、学級や全体指導を行う。（事実を説明し、生徒間に不信感が生じないように配慮する）
- d 盗難実行者と考えられる生徒への事情聴取は、人権やプライバシーに配慮しながら慎重に行う。
- e 盗難実行生徒が特定した場合は、行為の重大さを認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- f 被害生徒の保護者に事実と指導の状況を説明し、学校の指導への協力を求める。
加害生徒の保護者に対して事実を伝え、謝罪等今後の対応について協議し、盗難行為の背景を共に考える。

2 「学 校 管 理」

(1) 台 風

① 災害の予防

- a 教科の学習等で台風に対する認識を高め、台風時の的確な行動についての指導を行う。
- b 日頃から、学校周辺の通学路の安全点検を行う。
- c 校内施設の安全点検を定期的に行い必要な対策をする。

② 接近中の対策

- a 臨時防災委員会（管理者、教務等）の開催（生徒の事前指導、校内の安全対策について）
- b 休校の措置は校長が決定する。
- c 生徒に対し、暴風雨警報発令時の臨時休校や警報解除後の出校、安全の確保について十分に事前指導を行った上で下校させる。
- d 環境美化部を中心に強風、大雨への対策を行う。

③ 警報解除後

- a 環境美化部を中心に被害状況の調査と授業再開に向けた復旧作業を行う。
- b 授業再開後、強風と雨がおさまったら、状況を見て清掃を行う。

(資料)

① 暴風警報解除に伴う生徒の出校について

- a 早朝から暴風警報が発令されている場合、学校は臨時休業となり生徒は家庭学習となる。
- b 7:00 までに警報が解除され、(かつ「休校」のテロップが流れていない)、バスが運行している場合は、通常通り授業を行います。ただし早朝講座の実施につきましては、前日までに生徒へ連絡します。
- c 10:00 までに警報が解除され、バスが運行している場合は、13:00 より3時間授業を行います。昼食は済ませてきます。
- d 12:00 までに警報が解除され、バスが運行している場合は、13:45 より2時間授業を行います。昼食は済ませてきます。
- e 警報解除が12:00以降の場合は、引き続き休校とします。 ※台風接近時は、テレビ、ラジオ等で臨時休業等の情報を得るように各自努めてください。

※校長は非常変災その他急迫の事情があるときは、休校の措置をとることができる。

② 職員の業務について(平成13年11月5日教県第2609号)

- a 業務の停止措置について
業務の停止時期については、校長が次の二つの要件を満たすことにより判断する。
 - ア 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
 - イ 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかとなるとき。
- b 業務の再開措置について
校長は、次の二つの要件のうちいずれかを満たしかつ台風による事故発生のおそれなくなると判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。
 - ア 当該区域が暴風域外となったとき。
 - イ 当該区域においてバスの運行が再開されたとき。なお、業務の再開時刻が勤務終了前3時間以内になる場合にあっては、業務を再開しなくてもよいものとする。
- c 職員の責務について
職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものではないことに留意するとともに、業務の停止措置がなされたか否かを学校長に確認し、その指示に従うものとする。

(2) 地震災害

① 災害の予防

- a 沖縄県は地震が少ないと思われがちだが、実は他県並に地震が起こっていること周知させる。
- b 日頃からマニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- c 実地的な避難訓練を行い、危険箇所を把握し改善する。地震発生時にも落ち着いて行動できるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方を理解させておく。
- d 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、転倒や薬品棚からの落下防止柵等を設置する。

② 発生した場合

- a 授業中の場合、担当職員は揺れを感じたら、生徒に窓から離れて机の下にもぐるように指示する。
- b 特別教室で火気を使用している場合は、直ちに消化し、ガスの元栓を閉める。
- c 揺れが収まったら、救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速な情報収集を行う。
- d 授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。
- e 授業のない職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況を聞き取る。避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性を確認し、校長・教頭に報告する。
- f 必要な場合は、他の職員が養護教諭と連携して応急処置を行う。
- g 揺れが収まり、避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性が確認できたとき、職員や校内放送を通して避難の指示を行う。
- h 生徒や職員の負傷の程度によっては救急車を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織する。

(3) 津波災害

① 災害の予防

- a 沖縄県は地震が少なくそれに伴う津波も少ないと思われがちだが、実は他県並に地震・津波が起こっていること周知させる。
- b 日頃からマニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- c 実地的な避難訓練を行い、危険箇所を把握し改善する。地震発生時にも落ち着いて行動できるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方を理解させておく。
- d 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、転倒や薬品棚からの落下防止柵等を設置する。

② 発生した場合

- a 授業中の場合、担当職員は指定された場所もしくは出来るだけ高い場所に迅速に避難させる。
- b 特別教室で火気を使用している場合は、直ちに消化し、ガスの元栓を閉める。
- c 救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速な情報収集を行う。
- d 授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。
- e 授業のない職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況を聞き取る。避難場所（出来るだけ高い場所）、避難経路の安全性を確認し、校長・教頭に報告する。
- f けが人がいる場合は必要な場合は、他の職員が養護教諭と連携して応急処置を行う。
- g 避難場所（出来るだけ高い場所）、避難経路の安全性が確認できたとき、職員や校内放送を通して避難の指示を行う。
- h 生徒や職員の負傷の程度によっては救急車を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織する。

(4) 火 災

① 災害の予防

- a 日頃からマニュアルに基づいた防災体制や火災報知器、放水施設、消火器等の点検を行う。
- b 実地的な初期消火訓練や避難訓練を行う。
- c 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、カギのかかる場所に保管する。
- d 持ち出し書類を確認しておく。

② 発生した場合

- a 発見者は近くの職員に知らせるか非常ベルで火災を通報する。
- b 職員室から消火器をもった職員が現場へ急行し、初期消火を行う。119番通報し出動要請を行う。
- c 初期消火に失敗したら、校内放送により、生徒へ火災の発生を伝え、避難経路と避難場所(グラウンド)を指示する。
- d 避難場所では生徒の点呼、確認、報告をする。
- e 負傷者がいる場合には、養護教諭を中心に手当を行い、負傷した生徒の氏名、負傷の状況、救急車で搬送先を確認する。
- f 保護者へ連絡をとり、火災の発生、生徒の負傷の状況、搬送先を伝える。

(5) 不審者への対応

① 災害の予防

- a 誘導標識を設置して外来者を玄関へ案内する。「ご用の方は事務室で受付をしてください。」
- b 外来者への声かけを行う。「どちらにご用ですか。」
- c 事務室に外来者受付名簿を設置する。
- d 正門、裏門周辺への看板の設置。「学校関係者以外の立ち入りはご遠慮ください。」
- e 門扉の管理
登下校時は開き、校時中は閉じる。車両の出入り後は速やかに閉じる。
- f 早朝は教頭等による巡視を行う。校時中は全職員で注意を怠らない。
- g 正門、裏門、フェンス等の定期的な点検と補修を行う。

② 生徒の指導

- a 登下校について
 - ア 学校の行き帰りは、できるだけ友人と一緒に。
 - イ 学校には正門から入る。
 - ウ 午後8時以前には下校する。
- b 不審者に対して
 - ア 変な人には近づかない。
 - イ 明らかに変な人なら、近くにいる先生か、近くの準備室の先生に連絡する。
 - ウ おそわれそうになったり、おそわれたら大きな声を出す。「たすけてー」
 - エ 急いで110番通報を。

③ 学校へ刃物等の凶器をもった者が乱入した場合の対応

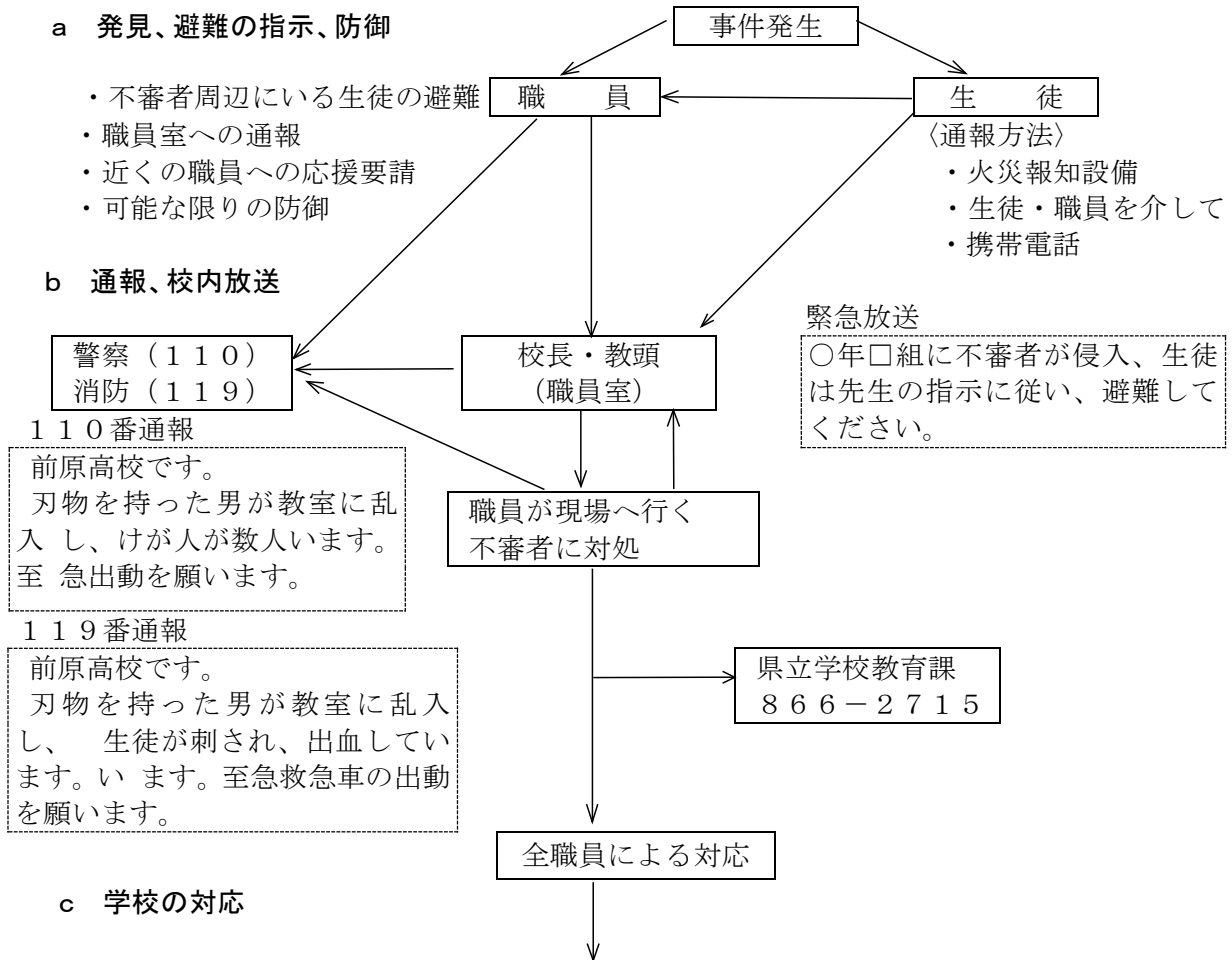
- a 不審者周辺の生徒を避難させる。
- b 会議室にいる教頭への通報。
- c 近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
- d 職員・生徒で可能な限りの防御を行う。
- e 警察110番・消防119番(負傷者がでた場合)通報と不審者乱入の校内放送を行う。

- f 職員の現場への応援と現場の確認・状況の報告を行う。
- g 生徒を避難させ、養護教諭を中心に負傷者の応急処置を行う。
- h 負傷した生徒の保護者へ連絡する。

④ 不審者侵入の連絡を受けた場合の対応

- a 職員が声かけ等により不審者かどうか確認する。
- b 不審者と判断したら、周辺の生徒を避難させる。
- c 職員室へいる教頭へ通報。
- d 近くにいる職員や近くの準備室の職員へ応援を要請する。
- e 職員の応援と現場の確認・教頭への状況報告を行う。
- f 必要に応じて、教頭が警察へ通報する。
- g 必要に応じて、校内放送により不審者の侵入を伝達する。
- h 職員は生徒の安全を確保する。
- i 授業中の場合、生徒を教室に留めて施錠する。
- j 休み時間の場合、担任は生徒を教室に入れて確認を行い施錠する。

⑤ 学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合

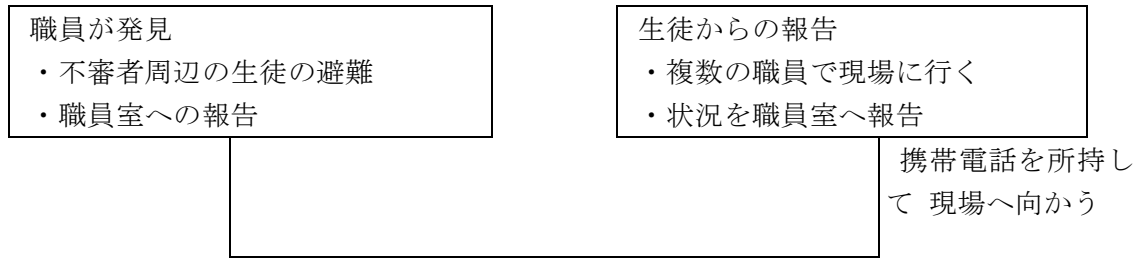


校長・教頭（事務長）	指揮、警察、消防への連絡、報道機関への対応、被害生徒の家庭訪問
教務主任	保護者への連絡
渉外係	P T A 関係者への連絡
学級、教科担任等	避難誘導、安全確認、被害生徒の家庭訪問
生徒指導、男性職員	不審者への対処、避難誘導
養護教諭等	応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡調整
事務職員	電話の対応、各連絡等

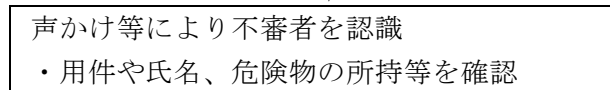
⑥ 不審者が校内に侵入した場合

a 不審者のキャッチ

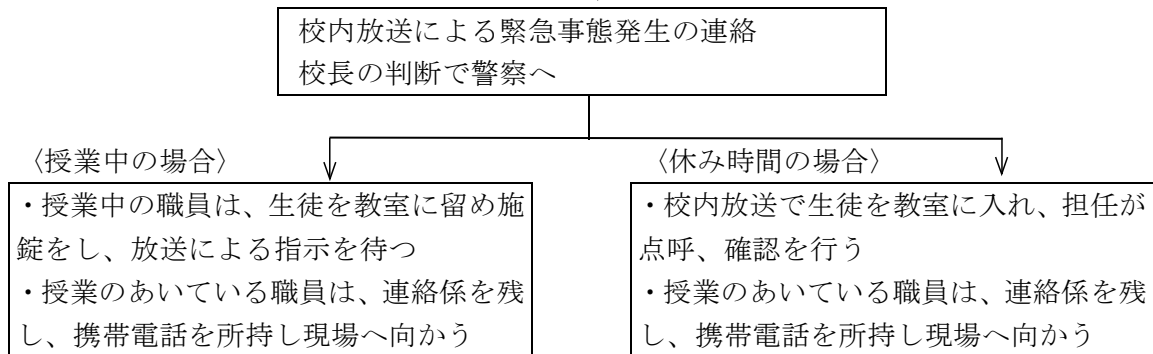
〈通報方法〉 火災報知器、携帯電話、生徒職員を介して



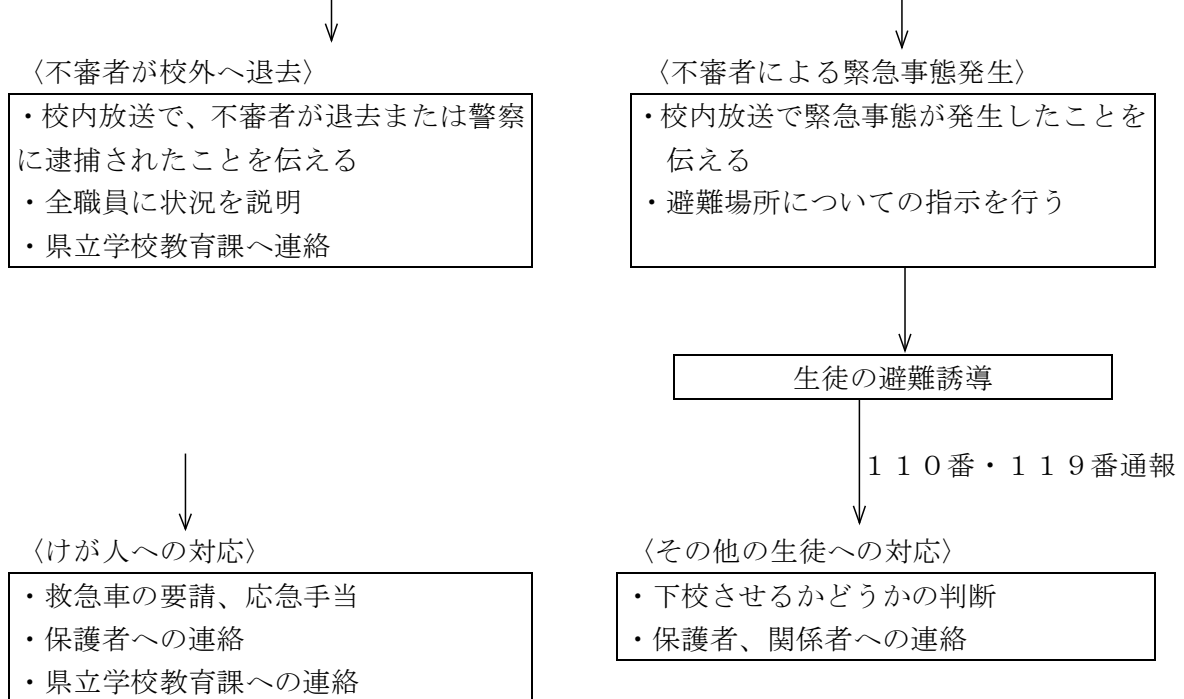
b 不審者の認識



c 不審者への対応



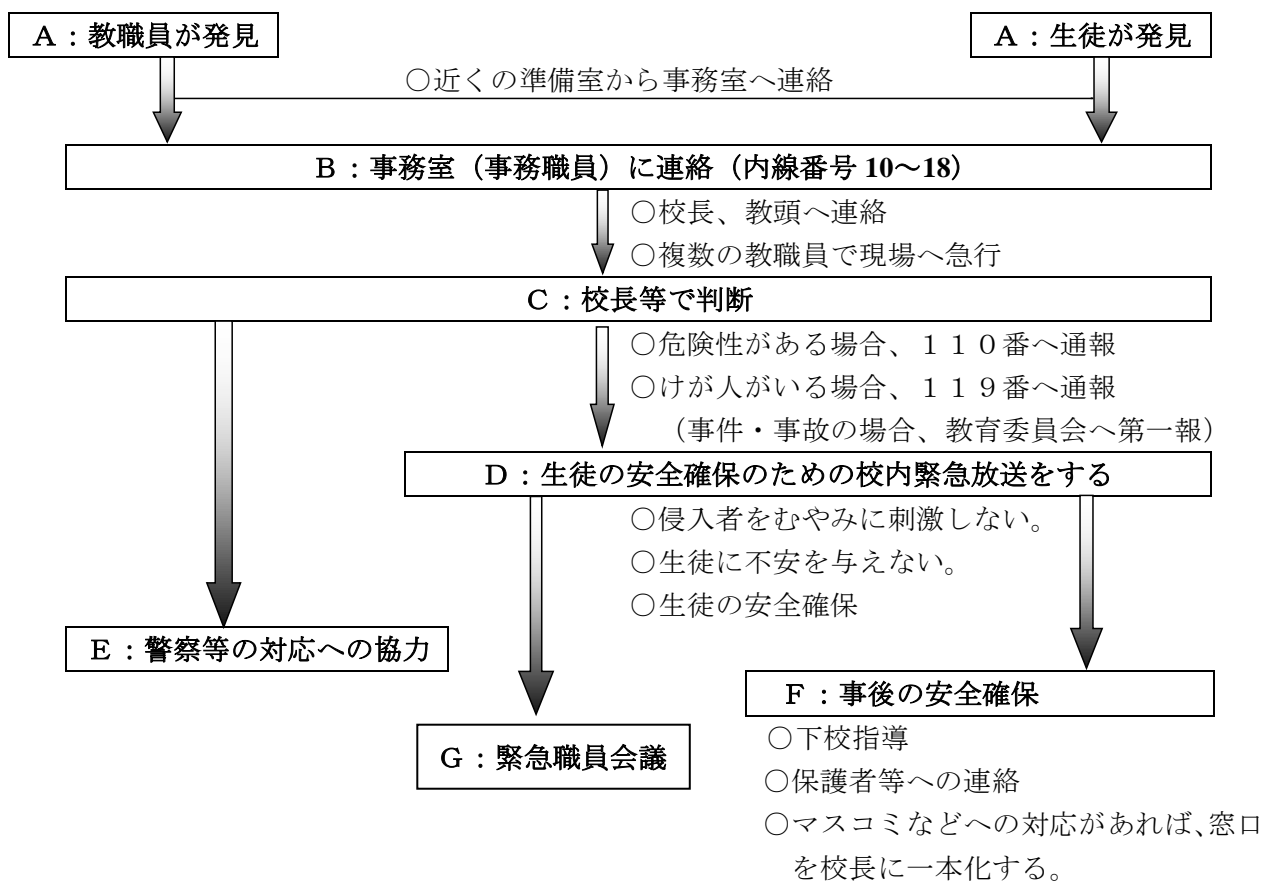
d 不審者の反応



不審者進入及び学校事故対応 危機管理マニュアル

不審者

早期発見、早期対応！！



全職員の対応

校長・教頭・事務長	教 務	学年主任・担任	生徒指導部等	養護教諭等	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> 陣頭指揮 職員への連絡、調整、指示 教育委員会への報告 警察との連携 マスコミへの対応 被害生徒の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 役員への連絡 全保護者への連絡 緊急放送 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 生徒の人数・安否確認 安全指導 保護者への連絡、引き渡し 被害生徒の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> 現場直行 不審者への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置 負傷者の付添 医療機関との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応(取り次ぎ) 各種連絡等(記録)

(6) 薬品の紛失・盗難

① 紛失・盗難の予防

- a 担当教諭は日頃から毒物、劇物に関する理解を深めておく。
- b 薬品の出し入れ後は常に施錠を行い、カギはきちんと保管し、安全な管理を心がける。
- c 薬品管理台帳を作成し、定期的に薬品使用状況と数量をチェックする。
- d 生徒実験後の薬品点検を行う。

② 発生した場合

- a 紛失を確認した場合は、速やかに校長、教頭へ報告し、全職員に連絡する。
- b 盗難が確認された場合には、現場を保存し、警察に電話をする。
- c 校長、教頭は紛失薬品の種類、数量によって水道の水飲用、プールの使用等の禁止を検討し、必要と判断したら使用禁止の処置を行う。
- d 生徒へ薬品の危険性を説明し、所持の確認と全職員による校内点検、及び薬品の捜索を行う。
- e 校長、教頭は事件の概要を本庁に連絡する。
- f 水道水、プールへの混入が予想される場合には、保健所、消防署に届け出る。

(7) 成績書類等の紛失・盗難

① 紛失・盗難の予防

- a 学校諸表簿の保管や管理についての共通認識をもつ。（通知表、指導要録等の諸表簿や生徒の個人情報に関する文書の取り扱いについては、細心の注意を払う）
- b 諸表簿は学校外に持ち出さない。（日頃から、勤務時間内に業務の処理を行う）

② 発生した場合

- a 紛失を確認した場合は、校長、教頭に報告し、必要があれば警察に紛失・盗難届を提出する。
- b 盗難が確認された場合には、現場を保存し、警察に電話をする。
- c 校長、教頭は当該教師から詳細な事実関係を聞き、県立学校教育課へ連絡する。
- d 生徒、保護者への事情説明を行う。
- e 校長、教頭は県立学校教育課と連絡をとり、紛失した書類に関する適切な処理を行う。

参考

「危機管理マニュアル」

沖縄県教育委員会 平成13年3月

「危機管理マニュアル」 <http://www.pref.okayama.jp/kyouiku/gakko/manual/index.htm>

岡山県教育委員会 平成13年3月

「不審者対策に関する学校安全管理マニュアル」 <http://www.pref.nagasaki.jp/edu/info/pdf/manual.pdf>

長崎県教育委員会 平成13年9月

「危機管理マニュアル」 <http://info.pref.fukui.jp/sports/kiki.pdf>

福井県教育委員会 平成13年7月

「学校の危機管理マニュアル」－子どもを犯罪から守るために－

文部科学省 平成19年11月